

○質屋営業許可の取扱いに関する訓令

(昭和38年12月25日警察本部訓令第32号)

〔沿革〕 昭和41年12月警察本部訓令第15号、45年6月第10号、57年3月第11号、58年3月第6号、平成6年5月第11号、10月第18号、10年8月第9号、令和4年2月第2号改正

警 察 本 部
警 察 署

質屋営業許可の取扱いに関する訓令を次のように定める。

質屋営業許可の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、質屋営業法(昭和25年法律第158号。以下「法」という。)及び質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号。以下「規則」という。)に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(意見等の調査)

第3条 警察本部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)は、公安委員会(以下「委員会」という。)が許可しないことを決定しようとするときは、法第3条第2項の規定に基づき通知書(別記様式第1号)を署長経由の上、申請者に交付するものとする。

2 署長は、前項の申請者から意見及び証拠の提出があったときは、その事実について調査し、意見を添えて本部長に進達しなければならない。

(不許可処分のお知らせ)

第4条 署長は、法第2条第1項の許可申請について、委員会において不許可の決定があり、法第3条第3項の規定により通知する場合は、不許可通知書(別記様式第2号)を申請者に交付しなければならない。

2 署長は前項の不許可通知書を交付したときは、その交付を確認すべき書類を徴し、事実を明らかにしておかなければならない。

(許可証の発行)

第5条 質屋許可証(以下「許可証」という。)の許可番号は、所轄警察署ごとの一連番号とし、許可番号の前に岩手県警察行政文書管理規程(平成13年岩手県警察本部訓令第6号)別表第3付表に掲げる当該警察署の略号を付するものとする。ただし、廃業等により欠番を生じた場合は、その番号を新規許可番号とすることができる。

(質屋営業許可台帳等)

第6条 警察署に、質屋営業許可台帳(別記様式第3号)を備え、許可証を発行するとき登録し、許可証が法第9条第1項第2号の場合を除き返納された場合削除しなければならない。

2 生活安全企画課長及び署長は、法第2条及び法第4条第1項の許可があった場合は、当該許可申請書を許可期間中保存しなければならない。

3 生活安全企画課長及び署長は、前項の許可者から、規則に定める申請及び届出を受理し処理したときは、当該書類を前項の申請書に添付保存しなければならない。

(許可証の書換え)

第7条 署長は、法第8条第2項の規定による許可証の書換えは次により行うものとする。

(1) 管理者の新設の場合は、許可証の管理者の欄に管理者の住所および氏名を記載し異動事項欄に管理者を新設した旨及びその許可年月日を記載し、委員会印を押印すること。

(2) 前号以外の場合は許可証の書換えすべき箇所を朱線で抹消し、異動事項欄に変更事項及びその年月日(当該変更事項が許可にかかわる場合は許可、届出にかかわる場合は受理年月日)を記載の上、委員会印を押印すること。

(許可証の再交付)

第8条 署長は、法第8条第4項の規定により許可証を再交付するときは、許可証の異動事項欄に再交付

の旨及び再交付年月日を記載し、委員会印を押印するものとする。

(届出事項の処理)

第9条 署長は、規則第7条、第8条第1項、第9条、法第8条第3項及び法第14条第2項の届出を受理したときは、次の措置をとるものとする。

- (1) 規則第7条、第8条第1項の場合は、許可証の異動事項欄に届出を受理した旨及び受理年月日を記載し、委員会印を押印すること。ただし許可証の書換えとなる事項についてはこの限りでない。
- (2) 規則第9条の場合は、届書1通に届出を受理した旨及び受理年月日を記載し、委員会印を押印して届出者に交付すること。
- (3) 法第8条第3項及び法第14条第2項の場合は、速やかに必要な措置をとること。

2 署長は、規則第9条による届出を受理した場合は、質物保管設備変更報告書(別記様式第4号)により本部長に報告しなければならない。

第10条 削除

(差止)

第11条 署長は、法第23条の規定により保管を命ずるときは保管命令書(別記様式第5号)を交付して行かない、その必要がなくなつたとき解除するものとする。

2 前項の解除は、口頭でその旨通告して行なうものとする。

(行政処分の上申)

第12条 署長は、法第25条第1項各号に該当し、行政処分の必要があると認めたときは、所要の事項を調査し、質屋営業行政処分上申書(別記様式第6号)に資料を添え本部長に上申しなければならない。

(他公安委員会に対する通知)

第13条 生活安全企画課長は、委員会において行政処分を行い、法第27条第1項又は第2項の規定により他の公安委員会に対し通知する場合は、違反認知・行政処分執行通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

第14条 削除

(申請書等の様式)

第15条 法及び規則の定めるところにより、委員会に提出する申請書その他の様式は、別記様式第8号から第12号までによるものとする。

(許可証用紙の受払)

第16条 生活安全企画課長及び署長は、許可証用紙受払簿(別記様式第13号)を備え、受払の都度記入し、その受払の状況を明らかにしておかなければならない。

2 署長は、書き損じた許可証用紙は関係進達書類に添付しなければならない。

(手数料の確認)

第17条 署長は、手数料確認台帳(別記様式第14号)を備え、手数料の納付があつた都度記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和39年2月1日から施行する。

附 則 (昭和41年12月27日警察本部訓令第15号抄)

1 この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 (昭和45年6月17日警察本部訓令第10号許可、認可等の整理に関する法律による質屋営業法および古物営業法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令第1条による改正附則)

この訓令は、制定の日から施行し、昭和45年6月1日から適用する。

附 則 (昭和57年3月29日警察本部訓令第11号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月17日警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和58年3月20日から施行する。

附 則 (平成6年5月25日警察本部訓令第11号)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附 則（平成6年10月31日警察本部訓令第18号抄）

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成10年8月19日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成10年8月19日から施行する。

附 則（令和4年2月18日警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

		第 号
		年 月 日
通知書		
住所又は居所		
氏名又は名称 様		
岩手県公安委員会 印		
年 月 日付けで申請があった質量営業法第2条第1項の規定による質屋許可申請について審査した結果、許可しない方針です。		
この審査結果に関して、同法第3条第2項の規定により意見を述べ、かつ、許可を受けるための証拠を提出することができますので、下記のとおり通知します。		
記		
意見聴取等の件名		
不許可の原因となる事実		
意見書及び証拠の提出先		
意見書及び証拠の提出期限	年 月 日	
参考事項	1 意見書の提出に代えて、口頭により意見を述べるすることができます。 2 口頭により意見を述べる場合は、「意見書及び証拠の提出期限」欄の提出期限までに、「意見書及び証拠の提出先」欄の部署で意見陳述を行ってください。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（表）

第 号
不許可通知書
住所又は居所
氏名又は名称 様
年 月 日付けで申請のあった質屋営業については、質屋営業法第3条第1項の規定により許可をしないので通知する。
理由
年 月 日
岩手県公安委員会 回

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（裏）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

質屋営業許可台帳

営業 者	本籍						
	住所						
	氏名				許可年月日	年 月 日	
	生年月日	年 月 日			許可番号	第 号	
代理人 （管理人又は法定代理人）	住所						
	氏名				届出年月日	年 月 日	
	生年月日	年 月 日			廃止年月日	年 月 日	
営業 所	名称又は 屋号		所在地		本店・支店 の別		
質物 保 管 設 備	外周壁体の構造		採光、換気の設備		防犯、防災の設備		専用、併用、借用の 別
契約	契約期間			利率			その他

備考1 法人の場合は、本籍欄に名称及び事務所所在地を併記するとともに、住所、氏名、生年月日の各欄に代表者に関する事項を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

異動事項	異動内容	記載年月日	記載者印
更新年月日			
行政処分			
備考			

注1 備考欄には、休復業に関する事項、その他必要な事項を記入すること。

2 許可取消し、営業停止等の行政処分があったときはその旨朱書すること。

別記様式第4号(第9条関係)

岩手県警察本部長 様		第 号
		年 月 日
質物保管設備変更報告書		警察署長 印
届出者	氏名又は名称、生年月日	
	住所	
	法人にあつては代表者の 氏名、生年月日	
	上記代表者の住所	
	営業所の名称	
	営業所の所在地	
	許可番号	
変更内容		
工事の着手及び完成年月日		
処理月日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（表）

保管命令書		第 号
住所または所在地		
氏名又は名称	様	
質屋営業法第23条の規定により、次のとおり保管を命ずる。		
保管すべき物品		
保管すべき期間	年 月 日から	年 月 日まで 日間
	年 月 日	
		警察署長 回

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（裏）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

岩手県公安委員会 様 質屋営業行政処分上申書		第 号 年 月 日 警察署長 回
被 上 申 者	氏名又は名称、年齢	
	住所	
	法人にあつては代表者の氏名、年齢	
	代表者の住所	
	許可年月日	年 月 日
違反事実		号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（裏）

違反事実	
行政処分を必要とする理由	
送致（見込み）年月日	年 月 日
署長意見	

公安委員会 様	第 号 年 月 日 岩手県公安委員会 印
違反認知・行政処分執行通知書	
質屋営業法第27条 第1項 第2項 の規定により、次のとおり通知する。	
違反者（被処分者） ※法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日	本 籍 住 所 氏 名 年 月 日生
貴公安委員会の管内にある営業所	名 称 所在地
処分の概要	
適用法条	
法第25条の規定に基づく処分内容	
備考	

備考1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号その1 (第15条関係)

資料区分	31	受理年月日	年	月	日
受理警察署	() 署				
許可証番号		許可年月日	年	月	日

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

岩手県公安委員会 様

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	(フリガナ)															
	(漢字)															
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人															
生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日							
	0	1	2	3	4	5										
住所	都道府県					市区町村										
	電話 () - 番															
本(国)籍																
名称	(フリガナ)															
	(漢字)															
所在地	(住所と同じ場合は、記載を要しない。)															
	都道府県					市区町村										
電話 () - 番																
管理者等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者														
	氏名	(フリガナ)														
		(漢字)														
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日						
		0	1	2	3	4	5									
住所	都道府県					市区町村										
	電話 () - 番															
本(国)籍																

備考1 最上段の細枠内には記載しないこと。

2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号その2 (第15条関係)

資料区分	32		受理年月日			年		月		日
受理警察署			() 署							
許可証番号			許可年月日			年		月		日

管理者等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者									
	氏名	(フリガナ)									
		(漢字)									
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
住所	都道府県					市区町村					
	電話 () - 番										
本(国)籍											
管理者等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者									
	氏名	(フリガナ)									
		(漢字)									
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
住所	都道府県					市区町村					
	電話 () - 番										
本(国)籍											
管理者等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者									
	氏名	(フリガナ)									
		(漢字)									
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
住所	都道府県					市区町村					
	電話 () - 番										
本(国)籍											

質物の保管 設備の概要	
----------------	--

- 備考1 最上段の細枠内には記載しないこと。
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第9号その1 (第15条関係)

資料区分	33	受理年月日	年	月	日
受理警察署	()	()	()	()	()

許可申請書
営業内容の変更届出書

許可証の書換申請書
許可の申請をします。
第1項
質屋営業法第4条の規定により営業内容の変更の
第2項
質屋営業法第8条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

年 月 日

岩手県公安委員会 様

申請（届出）者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名又は名称	(フリガナ)
	(漢字)

変更事項

変更年月日	年 月 日
氏名又は名称	(フリガナ)
	(漢字)
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人
住所	都道 市区 府県 町村
	電話 () - 番
本(国)籍	
名称	(フリガナ)
	(漢字)
所在地	都道 市区 府県 町村
	移転事由

変更区分	1. 削除：従前の管理者等を削除(旧欄のみ記載) 2. 追加：新たに管理者等を追加(新欄のみ記載) 3. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更(新欄・旧欄ともに記載) 4. 交替：従前の管理者等が退任するとともに、新たに管理者等が就任(新欄・旧欄ともに記載)										
変更年月日	年	月	日								
管 理 者 等	旧	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者								
		氏名	(フリガナ)								
		氏名	(漢字)								
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
	新	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者								
氏名		(フリガナ)									
氏名		(漢字)									
生年月日		西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
住所	都道 市区				府県 町村						
	電話 () - 番										
本(国)籍											

- 備考1 最上段の細枠内には記載しないこと。
2 不要の文字は、横線で消すこと。
3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
4 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第9号その2 (第15条関係)

資料区分	34	受理年月日	年	月	日
受理警察署	()	署			

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名又は名称	(フリガナ)
	(漢字)

変更事項

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替
変更年月日	年 月 日

管理者等	旧	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者												
		氏名	(フリガナ)												
			(漢字)												
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日					
		0	1	2	3	4	5								
	新	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者												
		氏名	(フリガナ)												
			(漢字)												
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日					
		0	1	2	3	4	5								
	住所	都道 府県						市区 町村							
		電話 () - 番													
本(国)籍															

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替
変更年月日	年 月 日

管理者等	旧	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者												
		氏名	(フリガナ)												
			(漢字)												
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日					
		0	1	2	3	4	5								
	新	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者												
		氏名	(フリガナ)												
			(漢字)												
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日					
		0	1	2	3	4	5								
	住所	都道 府県						市区 町村							
		電話 () - 番													
本(国)籍															

- 備考1 最上段の細枠内には記載しないこと。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

別記様式第10号その1 (第15条関係)

受理区分	35	受理年月日	年	月	日
受理警察署	() 署	届出等種別	1. 廃業・解散・消滅・取消し 2. 休業 3. 死亡		

廃業
休業届出書
死亡
許可証の返納理由書

質屋営業法第4条第2項 第3項 第1項 第3項
の規定により休業の届出をします。
質屋営業法第9条第2項 第3項
の規定により許可証を返納します。

年 月 日

岩手県公安委員会 様

届出(返納)者の氏名又は名称及び住所

許可証番号																	
許可年月日				年			月			日							
氏名又は名称		(フリガナ)															
		(漢字)															
住所		都道				市区				府県				町村			
		電話 () - 番															
営業所	名称	(フリガナ)															
		(漢字)															
	所在地	都道				市区				府県				町村			
		電話 () - 番															
廃業(解散・消滅・死亡・取消)日				年			月			日							
休業期間				年			月			日から	日まで の間						
発見・回復日				年			月			日							

返納理由	1. 質屋営業を廃止した。 2. 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可が取り消された。 6. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休業事由	

- 備考1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

